

板橋区心身障がい児余暇活動支援事業要綱

(平成18年3月13日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、心身障がい児を対象に余暇活動を実施する団体に指導員を派遣することにより、心身障がい児の余暇活動を促進し、生活を豊かなものとするを目的とする。

(対象団体)

第2条 この事業の対象となる団体は、次の要件を満たすものとする。

(1) 構成

団体の構成員に、板橋区在住の3歳以上の未就学児童又は板橋区在住若しくは板橋区在学の小学1年生から高校3年生までの知的障がい児又は身体障がい児を常時3名以上含んでいること。

(2) 活動内容

身近な地域におけるスポーツ活動、文化活動等、児童の余暇活動として適切な活動を実施していること。

(3) 活動実績

団体は、原則として支援を受けようとする登録開始月前に半年以上の活動実績があり、かつ、支援対象期間中も2ヶ月に1回以上継続して活動ができること。

(団体登録申請)

第3条 指導員の派遣を受けようとする団体は、団体登録申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、区長に団体登録の申請をしなければならない。

(1) 会員名簿

(2) 活動実績報告書(申請年度の前年の半年間)

(3) 会則

(4) 年間計画

(団体登録)

第4条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、登録を決定したときは登録決定通知書(別記第2号様式)により、登録をしないときは不登録決定通知書(別記第3号様式)により、団体に通知するものとする。登録の期間は、4月1日から3月31日までの1年間(年度途中の場合は、申請のあった月から3月31日まで)とする。

(対象指導員)

第5条 余暇活動の指導をする指導員は、次の各号を満たすものとする。

(1) 障がい児に対する理解があり、経験が豊かであること。

(2) 登録団体の活動を指導するための知識又は資格があること。

(指導員登録申請)

第6条 余暇活動の指導員の登録を希望する者は、指導員登録申請書(別記第4号様式)により、区長に申請をしなければならない。

(指導員登録)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、登録を決

定したときは指導員登録決定通知書（別記第5号様式）により、登録をしないときは指導員不登録決定通知書（別記第6号様式）により、指導員に通知するものとする。登録の期間は、4月1日から3月31日までの1年間（年度途中の場合は、申請のあった月から3月31日まで）とする。

（指導員派遣依頼の申請）

第8条 第4条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、指導員の派遣を受けようとするときは、指導員依頼申請書（別記第7号様式）により、余暇活動を実施する日の属する月の前月の10日までに区長に申請しなければならない。ただし、その日が閉庁日にあたる場合は、その日に続く開庁日までとする。

（指導員派遣の決定）

第9条 区長は、前条の申請があったときはその申請内容を審査し、派遣の可否を決定し、申請者に連絡する。

（派遣回数）

第10条 派遣回数は、障がい児が3～4名の場合は月1回、5名以上の場合は月2回までとする。

（派遣人数）

第11条 活動1回につき指導員の派遣人数は、2名まで（活動1回に対する障がい児の出席が1～2名の場合は1名）とする。

（指導員派遣活動対象）

第12条 指導員派遣対象となる登録団体の活動は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該登録団体が主催する活動であること。
- (2) 1回の活動時間が、2時間以上であること。
- (3) 活動時間が午後6時までの活動であること。

（報告等）

第13条 登録団体は、毎月の活動の報告を活動報告書（別記第8号様式。以下「報告書」という。）により翌月10日までに区長に提出しなければならない。ただし、その日が閉庁日に当たる場合は、その日に続く開庁日までとする。

- 2 登録団体は、活動の休止及び変更等がある場合は、原則として、事前に事項変更届（別記第9号様式）を提出しなければならない。
- 3 登録団体は、解散をする場合は、原則として、事前に団体登録取消届（別記第10号様式）を提出しなければならない。

（登録団体の取消等）

第14条 区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の決定の取消し又は登録の抹消をすることができるものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により団体の登録又は指導員の派遣を受けたとき。
- (3) 区長が不適切と認めたとき。
- (4) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- (5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

(派遣決定の取消)

第15条 前条の規定により団体登録の決定の取消し又は登録の抹消を受けた団体に、指導員の派遣が決定しているときは、当該決定は取り消すものとする。

(活動費の返還)

第16条 前条の規定により団体登録の決定の取消し又は登録の抹消を受けた団体が既に指導員の派遣を受けている場合には、当該取消し又は抹消の原因となった理由に照らし、区長が適当と認めるものに係る指導員の派遣に要した経費を返還請求することができる。

(委 任)

第17条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 心身障害児余暇活動事業助成金交付要綱(平成7年6月19日区長決定)は、廃止する。ただし、当該要綱により認定をした助成に係る第8条から第13条までの規定については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

団 体 登 録 申 請 書

申請日 年 月 日

(宛先)板橋区長

住所
申請者
氏名

下記により心身障がい児余暇活動支援事業団体登録を申請します。

記

項 目	記 入 欄	
団 体 名		
代 表 者 名		
代表者住所	〒 区 町 丁目 番 号	
代表者連絡先	() 日中連絡が取れる連絡先 ()	
活 動 目 的		
※活動開始年月日	年 月 から	
活動日及び回数 (指導員派遣対象日 のみ記入)	平日	月 回
	土日	月 回
活 動 拠 点		
会 員 構 成	障がい児	① 区内在住資格者 名
		② 区内在学資格者 名
		③ ①・②以外の者 名
	④ その他(役員・家族等) 名	
	総 計 名	
他に会員名簿、団体の会則、前年度の実績報告書、年間計画を添付いたします。		

- 申 請 に 係 る 諸 注 意 事 項 -

注1: 午後6時以降の活動は対象となりません。

注2: 1回の活動時間は2時間以上が対象となります。

注3: 申請は、団体役員の方が行ってください。

注4: 会員構成の障がい児数は、板橋区在住の3歳以上の未就学児童又は板橋区在住若しくは板橋区在学の小学1年生から高校3年生までの者**3名以上**の登録が必要です。

※団体発足による活動開始年月日を記入(指導員派遣開始年度からさかのぼり半年以上の活動実績を要するため)

別記第2号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

板橋区長

登 録 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった 年度心身障がい児余暇活動支援事業
対象団体の登録認定につきまして、審査の結果、当該事業の目的及び内容に適合すると
認められますので板橋区心身障がい児余暇活動支援事業要綱第4条の規定により登録
することに決定したので、通知します。

記

団体名	
登録認定月	

別記第3号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

板橋区長

不 登 録 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった、 年度心身障がい児余暇活動支援事業対象団体の登録について、審査の結果、当該事業の目的及び内容に適合しないので、第4条の規定により登録しないことに決定したので通知します。

記

団体名	
不登録の理由	

指導員登録申請書

申請日 年 月 日

(宛先)板橋区長

住所

申請者

氏名

下記により心身障がい児余暇活動支援事業の指導員登録を申請します。

記

項目	記入欄		
氏名			
生年月日	年 月 日		
住所			
指導員経歴	指導内容	団体等	期間
			年 月 ~ 年 月
資格			

指導員登録変更届

平成 年 月 日

(あて先)板橋区長

届出者 { 住所
氏名 印
電話 ()

下記のとおり届出内容等に変更があったので報告します。

記

変更項目	記入欄
住所	
氏名	
電話	
その他	

変更理由	
変更日	平成 年 月 日

別記第5号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

板橋区長

指 導 員 登 録 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった 年度心身障がい児余暇活動支援事業の指導員登録認定につきまして、審査の結果、当該事業の指導員に適合すると認められますので、板橋区心身障がい児余暇活動支援事業要綱第7条の規定により登録することに決定したので、通知します。

記

指導員名	
登録認定月	

別記第6号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

板橋区長

指 導 員 不 登 録 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった、 年度心身障がい児余暇活動支援
事業の指導員登録認定について、審査の結果、当該事業に適合しないので、第7条の規
定により登録しないことに決定したので通知します。

記

指導員名	
不登録の理由	

指導員派遣申請書

申請日 年 月 日

(宛先)板橋区長

住所
届出者
氏名

下記により心身障がい児余暇活動支援事業の指導員の派遣を申請をします。

記

項目		記入欄	
回		1回目	2回目
団体名			
指導員名			
活動目的			
活動拠点			
活動日		月 日	月 日
活動時間		時 分から 時 分	時 分から 時 分
参加予定人数	障がい児	①区内在住資格者 名	計 名
		②区内在学資格者 名	
		③ ①・②以外の者 名	計 名
	④その他(役員・家族等) 名	名	
	総 計	名	名

— 申請に係る諸注意事項 —

- 注1: 午後6時以降の活動は対象となりません。
- 注2: 1回の活動時間は2時間以上が対象となります。
- 注3: 申請は、団体役員の方が行ってください。
- 注4: 指導員名は登録指導員を記入して下さい。

指導員派遣変更届

年 月 日

申請者 { 住所
氏名 印
電話 ()

下記のとおり心身障がい児余暇活動支援事業の指導員の派遣の届出内容に変更があったので、報告します。

記

報告項目	記入欄	
団体名		
回(活動予定月日)	1回目(平成 年 月 日)	2回目(平成 年 月 日)
変更内容		
変更理由		

注意: 申請は、団体役員の方が行ってください。

活動報告書 (年 月分)

報告項目	記 入 欄																
団体名																	
代表者名																	
第 1 回 目																	
活動日	年 月 日 ()																
活動場所			活動時間	時 分 ~ 時 分													
参加人数	(1)3歳以上の未就学児童 又は小1~高3の障がい児	指導員	(1)以外の障がい者	親、その他	合 計												
	名	名	名	名	名												
活動内容																	
指導員名																	
第 2 回 目																	
活動日	年 月 日 ()																
活動場所			活動時間	時 分 ~ 時 分													
参加人数	(1)3歳以上の未就学児童 又は小1~高3の障がい児	指導員	(1)以外の障がい者	親、その他	合 計												
	名	名	名	名	名												
活動内容																	
指導員名																	
年 月 日																	
板橋区長 様 代表者 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">住</td> <td style="padding: 0 5px;">所</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 150px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">氏</td> <td style="padding: 0 5px;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">電</td> <td style="padding: 0 5px;">話</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 0 5px;">日中連絡が取れる連絡先</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>						住	所		氏	名		電	話		日中連絡が取れる連絡先		
住	所																
氏	名																
電	話																
日中連絡が取れる連絡先																	
心身障がい児余暇活動支援事業要綱第13条の規定に基づき、上記のとおり活動報告をします。																	

※ 注意事項※

- 1 : この事業の支援対象活動は、午後18時以降は対象外とします
- 2 : 報告書の提出期限は、活動月の翌月10日(当日必着)となります。
- 3 : 指導員は、当日実際に指導に当たられた方の人数を記入してください。
- 4 : 活動の無かった月でも『活動無し』と記入してご報告ください。
- 5 : 報告は、団体の役員の方が行ってください。又日中連絡のとれる連絡先が有る場合は、お手数でもご記入ください。

活動報告書（別紙）

団体名	
活動日	平成 年 月 日（ ）

1. 活動内容

2. 指導内容

3. 児童の様子

事項変更届

年 月 日

(宛先)板橋区長

届出者 { 住所
氏名
電話 ()

下記のとおり届出内容等に変更があったので報告します。

記

項目	記入欄
団体名	
代表者名	
変更期間	年 月 から 年 月 まで
変更内容	
変更理由	

事項変更届

令和元年5月〇〇日

(あて先)板橋区長

届出者 { 住所 板橋区板橋二丁目△△番〇号
氏名 板橋 一郎 印
電話 03 (3579) 2362

下記のとおり届出内容等に変更があったので報告します。

記

項目	記入欄
団体名	〇〇〇〇〇
代表者名	板橋 一郎
変更期間	令和元年 5 月 から 令和2年 3 月 まで
変更内容	会員名簿 児童登録の追加申請を行うため 事項変更届を提出します。
変更理由	5月より、〇〇〇〇〇を登録児童として申請します。

団体登録取消届

年 月 日

(宛先)板橋区長

届出者 { 住所
氏名
電話 ()

下記のとおり団体登録を取り消します。

記

項目	記入欄
団体名	
代表者名	
取消月	年 月 から
取消理由	

注意:届出は、団体役員の方が行ってください。